

本日ここに、平成22年松本市議会第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、おそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申しあげます。

今臨時会は、去る7月13日、赤羽議長から招集請求がございました、「松本市議会議員定数条例の一部を改正する条例」を付議事件として、招集いたしました。

なお、議案以外のものとしたしましては、市長の専決処分事項の指定にかかわる報告3件を報告いたしております。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申しあげます。

さて、去る7月11日におこなわれました参議院議員通常選挙について、若干申しあげたいと存じます。

昨年8月、衆議院議員総選挙におきまして政権交代を果たした民主党に取りまして、初めてとなります全国的な国政選挙である参議院議員選挙がおこなわれ、これまでの政権与党としての評価が問われたわけがございますが、ご承知のとおり、厳しい審判が下されたところでございます。

政権与党は、参議院において非改選を含めて過半数割れとなり、衆議院と参議院において多数派が異なる、いわゆる「ねじれ国会」となる中で、今後、厳しい政権運営が予想されるところでございます。

現在、私どもをとりまく状況には、いまだ本格的に回復しない経済や雇用問題、更には年金などの社会保障制度改革など、国民生活に直接かかわる深刻な問題が山積しております。

従いまして菅政権におかれましては、こうした諸課題を先送りすることなく、「国民生活の暮らし」の視点から、推し進めるべきものは推し進め、また、見直すべきものは見直し、超党派で十分協議され、国民生活に停滞を及ぼすことのなきよう、尽力されることを強く願うところでございます。

次に、公金の賦課徴収を怠る事実の違法確認請求控訴事件の判決について、申しあげます。

これは、前市長宅改修工事に伴い、前市長宅の固定資産税及び都市計画税について、松本市長は再評価をせず、本来の固定資産税等の一部に賦課を怠っていると提訴されたもので、長野地裁における判決に一部不服があり、控訴しておりました。

過日、東京高等裁判所は、本件家屋は、耐用年数及び資産価値が大幅に増加し、「家屋の改築」に合致するため、再評価し、新たな評価額に基づき、固定資産税等を賦課すべきであるとの判断を示しました。

従来から、本市が主張してまいりました内容が1審判決に続き、認められなかったことは誠に遺憾でございます。

今後につきましては、詳細かつ慎重に検討を行い、判決に対する対応については、後日、総務委員協議会へもご協議を申しあげて参ります。

次に、私自身に関することで恐縮ではございますが、ベラルーシ共和国での「国際医療支援活動参加」について、申しあげます。

私は、世界を震撼させたチェルノブイリ原子力発電所の爆発事故後、高度の汚染地とな

りましたベラルーシ共和国において、5年半にわたる医療支援活動を行ってまいりましたことはご承知のとおりでございます。

健康障害や放射能への不安を抱えながらも、日々、自分の命を大切にし、明日への希望を胸に、精一杯生きている子どもたちや、汚染地に住まざるを得ない人々に対して、不十分な医療環境の下、甲状腺疾患の外科治療を主体に支援活動を実施してまいりました。

帰国後も、かつて理事長を務めておりました「特定非営利活動法人チェルノブイリ医療基金」の一員として、継続して支援活動に取り組み、さらに周産期並びに新生児医療にかかわる現地の医師を招聘するなど、医療者の人材育成にも力を入れ、様々な支援体制を整えているところでございます。

今回は、市長就任後、平成17年7月以来、5年ぶり2回目となります、7月23日から30日までの日程で参加してまいります。

ベラルーシ国内での活動は、正味4日間の、かなり強行なスケジュールであり、日本へ招聘する医師の面接試験の実施や医科大学並びに州立病院などへの訪問、また、首都ミンスク市では、かつてお世話になった国立甲状腺癌センター、保健省などを訪問し、特に保健省では副大臣及び上院議員等の方々と、今後の支援策などについて懇談してまいる予定です。

今回の活動は、国際人道支援の一つであり、このような取組みが、世界平和維持の一助として、役立つものと考えておりますので、議員並びに市民の皆様のご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上、申しあげまして、臨時会の招集に当たりましてのごあいさつといたします。

(以上)